

通信傍受の合理化に係る技術的方策について 検討項目への意見

平成25年7月24日
東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社

ご説明の流れ

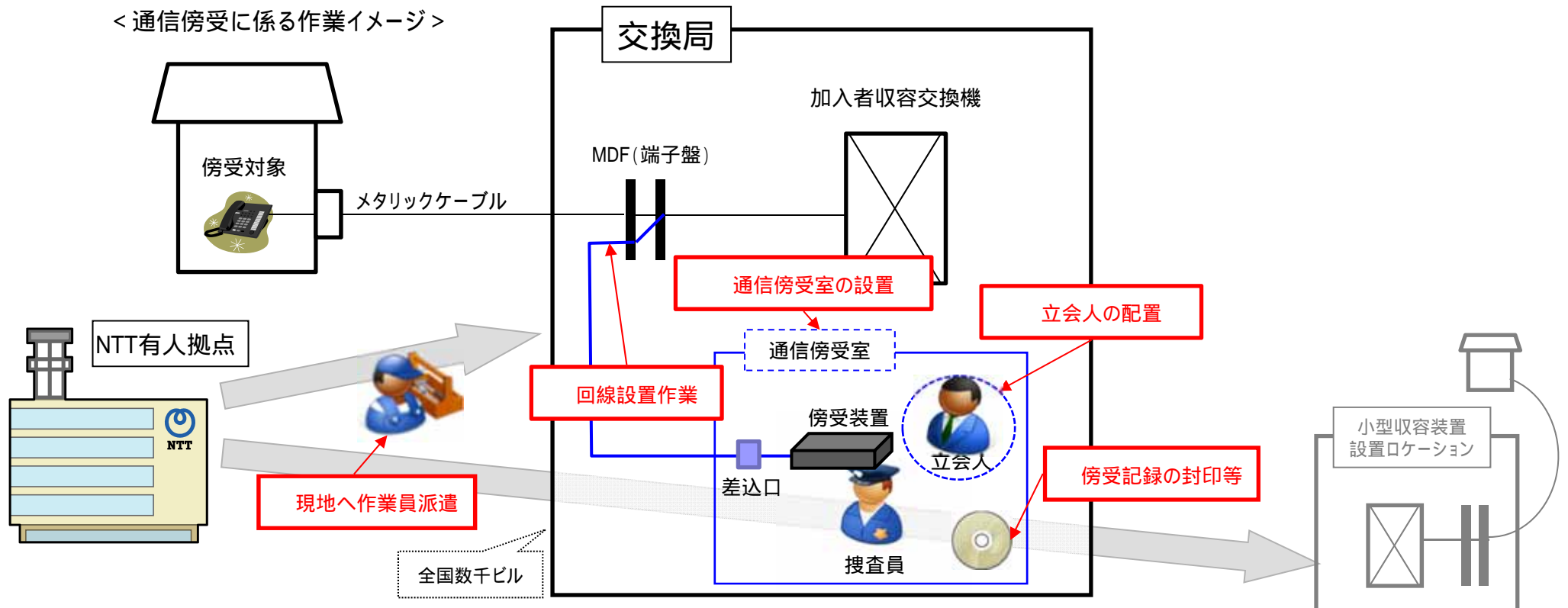
- (1) 現行の通信傍受について
- (2) 新たな傍受システム(遠隔傍受)の導入について
- (3) その他、今回の通信傍受の見直しについて

(1) 現行の通信傍受について

これまで傍受の実績は無いものの、仮に、固定電話の通信傍受を実施した場合、主に以下の対応が発生します。

- ・ 傍受対象回線を収容する交換局へ作業員を派遣し、傍受実施に関わる事前準備が必要。
(通常実施しないような現用回線への割り込み接続を行うことから、作業者は特段の注意が必要。また、通信傍受室の準備においてはパーテーション等の設置により隔離されたスペースの確保が必要。)
- ・ 傍受実施中、立会人の配置が必要。
- ・ 傍受実施後、傍受記録・原記録の封印等が必要。

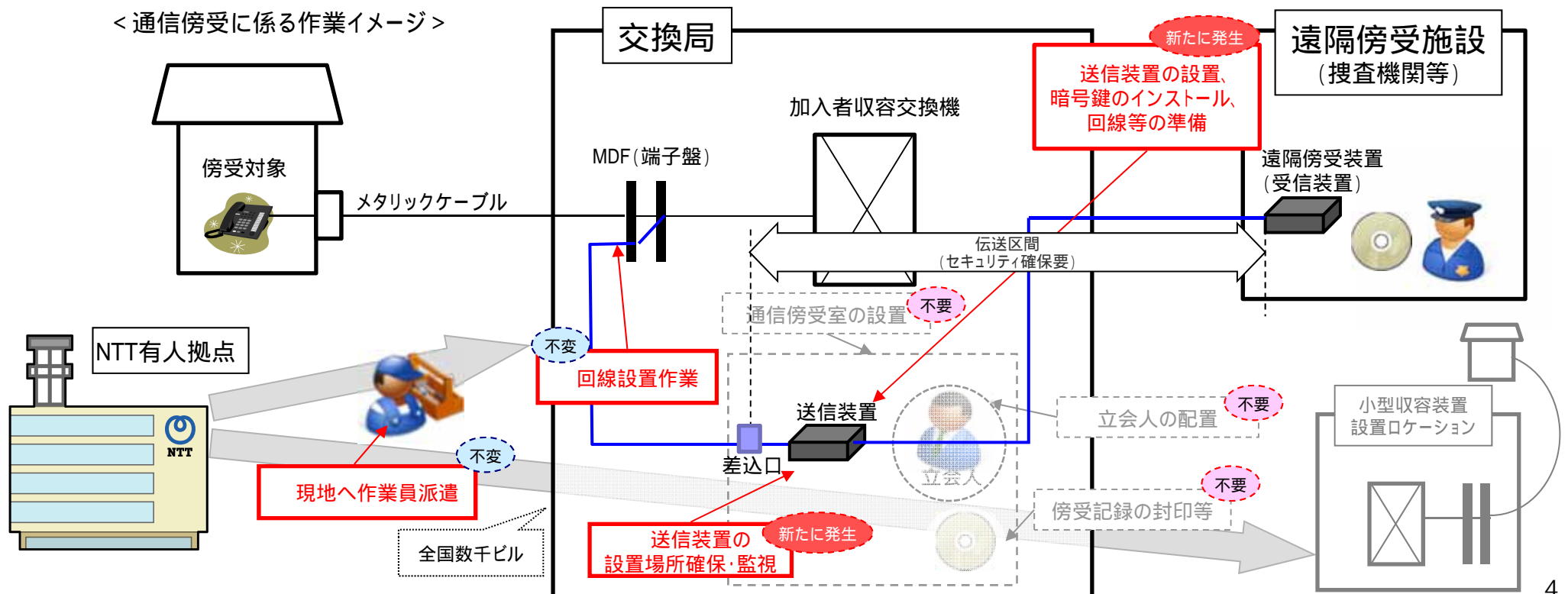
当該回線の収容状況によっては、通信ビル以外の小型収容装置が設置されるロケーション(主に遠隔地)もあり、環境構築が困難なケースも想定される。



(2) 新たな傍受システム(遠隔傍受)の導入について

新たな傍受システム(遠隔傍受)の導入に伴い、主に以下の対応が発生します。

- ・ 傍受作業における立会、通信傍受室の設置、裁判所への傍受記録・原記録の封印等に関わる作業は不要。
- ・ 交換局の端子盤における接続作業等のため、現地への作業員派遣は変わらず必要であり、大幅な稼働軽減とはならないと想定。
- ・ 送信装置に対するセキュリティを有する設置場所確保および監視が必要。
- ・ 仮に当社が、交換局内の送信装置の設置、および交換局～遠隔傍受施設まで通信内容を伝送するために必要な回線・装置等の準備を実施するとした場合、新たな作業および当該伝送区間のセキュリティ確保が必要。また、回線準備には数日かかる場合があるなど、即時性に欠けると想定。



(3) 今回の通信傍受の見直しについて

通信傍受の見直しにより、通信事業者として、一部の作業は不要となるものの、新たな作業も生じるため、全体としては負担は軽減されないと想定されます。

また、以下の点についても考慮いただきたいと考えます。

- ・通信傍受法を改正し、対象犯罪を広げたり、現行の方式を変更すること等については、通信の秘密との関係で問題がないかについて、十分な国民的議論を経ることをお願いしたい。
- ・新たな傍受システム(遠隔傍受)の導入に伴い、交換局から遠隔傍受施設(捜査機関等)までの間の回線等について、仮に事業者が事前に準備する場合においては、相当規模のシステム対応費用、回線構築費、回線維持費が必要となるため、費用負担についても考慮いただきたい。
- ・通信サービスの高度化に伴い、従来の電話サービスと同様の方式では通信傍受が困難なサービスも出てきている。こうしたサービスでの傍受を可能とするためには、一定の技術開発と設備改良が必要となるが、それには相当規模の費用が必要となることから、当該費用の負担について考慮いただきたい。